

## 信託会社等に関する総合的な監督指針（2026年5月25日適用）（抄）

### 13 企業価値担保権信託会社

（注）以下の規定は、企業価値担保権専門信託会社（推進法第44条第5項に規定する企業価値担保権専門信託会社をいう。以下同じ。）には全て適用される。一方、推進法第33条第1項又は第2項の規定により同法第32条の免許を受けたものとみなされる者の場合にあつては、免許審査が不要であるため、以下の規定のうち、例えば、13-2は、直接には適用されない。もっとも、免許取得後、13-2と同等の体制を備えている必要があることは、企業価値担保権専門信託会社と同様である。また、推進法第33条第1項の規定により同法第32条の免許を受けたものとみなされる者の場合にあつては、以下の規定は、当該者が企業価値担保権に関する信託業務を営む場合にのみ適用されることに留意する。

#### 13-1 略

#### 13-2 免許申請書の審査に際しての留意事項

申請者より、推進法第34条に基づく免許の申請があつた場合には、企業価値担保権に関する信託業務が創設された趣旨やその営む業務の内容等を踏まえつつ、以下の点に留意するものとする。

（注）なお、参入後の企業価値担保権信託会社の検査・監督に関する13-3以下の留意事項についても、企業価値担保権に関する信託業務が創設された趣旨やその営む業務の内容等を踏まえる必要があることに留意する。

（参考）「金融審議会 事業性に着目した融資実務を支える制度のあり方等に関するワーキング・グループ報告（2023年2月10日）」（抄）

平時における担保権者の権限行使や債務不履行発生時の担保権実行等は、基本的には事業性に着目した融資を担う与信者が最も適切に判断できると考えられることから、当該受託者に求められる信託事務は、現実的には、受益者（与信者）の意思を確認するなど、ある程度定型的に行動すれば足りるものが多いと考えられる。また、もう一方の受益者（一般債権者等）のために、事業成長担保権の実行手続において、その取り分を確保し、給付するという一連の事務についても、ある程度定型的なものとなることが考えられる。

#### 13-2-1 免許申請書及び添付書類の受理に当たっての留意事項

(1)～(5) 略

(6) 企業価値担保権信託府令第6条第2項第8号に掲げる「企業価値担保権に関する信託業務を的確に遂行することができる知識又は経験を有する者の確保の状況並びに当該者の配置の状況を記載した書面」には、以下の事項を記載するものとする。

① 企業価値担保権に関する信託業務を的確に遂行することができる知識を有する者並びに当該知識及び信託関係法令に関する知識を有する者の知識を習得した方法並びに当該者の配置予定先

（注）「企業価値担保権に関する信託業務を的確に遂行することができる知識」とは、企業価値担保権に関する信託業務を営む上で必要となる信託業務全般の基礎的な知識のことをいい、例えば、信託の仕組み、信託法、信託業法、推進法のほか、個人情報の保護に関する法律など企業価値担保権に関する信託業務を行う上で必要となる関係法令や企業価値担保権に関する信託業務（他の担保権信託その他の信託業務及び他の担保権信託業務に類似する業務を含む。）の実務についての基礎知識が考えられる。もっとも、企業価値担保権に関する信託業務の内容は、次のような簡素なものであるため、当該知識を有しているか審査するに当たっても、これらの点に留意する必要がある。

- ・信託財産（企業価値担保権）につき保存行為又は財産の性質を変えない範囲内の利用行為若しくは改良行為のみが行われるものであること
- ・信託業務は、推進法の定め（特定被担保債権者の指図等）又は企業価値担保権信託契約の別段の定めに基づき行われることが想定されていること（推進法第28条第2項、第61条等参照）

なお、「信託関係法令に関する知識」とは、当該知識を習得した者が主に法令等遵守部門に配置されることを前提とした信託関係法令についての知識のことをいうが、企業価値担保権に関する信託業務の場合、その業務の内容は、上記のとおり簡素なものであるため、例えば、信託法、信託業法その他関係法令（民法、刑法等の基本法の関連部分を含む。）について、必要な場合に、（過去の重要判例等も含め）理解するために求められる基礎的な知識で足りるものと考えられる。

② 企業価値担保権に関する信託業務（他の担保権信託その他の信託業務及び他の担保権信託業務に類似する業務を含む。）に携った経験を有する者の経歴及び配置予定先

（注）「他の担保権信託業務に類似する業務」とは、例えば、担保権の管理及び処分や預金若しくは貯金又は定期積金の受入れに関する業務、保険料の取受に関する業務などが考えられる。

(7) 企業価値担保権信託府令第6条第2項第9号に掲げる「その他法第35条の規定による審査をするため参考となるべき事項を記載した書面」とは、具体的には以下のとおり取り扱うものとする。

① 信託財産の管理又は処分の方法、信託財産の分別管理の方法及び企業価値担保権の信託業務の実施体制（委託者に対する契約内容の説明の実施体制を含む。）を記載した書面

② 次に掲げる事項に関する業務の執行方法を定めた社内規則（業務マニュアルその他これに準ずるものを含む。以下同じ。）

イ. 信託財産の分別管理

ロ. 信託契約締結の勧誘

ハ. 信託契約の内容の明確化

ニ. 帳簿書類の作成及び保存並びに閲覧

ホ. 企業価値担保権信託府令第11条において準用する規則第40条第2項第1号及び第2号に掲げる業務の運営（当該業務に関する社内における責任体制を明確化する規定を含むものに限る。）

③ 企業価値担保権に関する信託業務の一部を第三者に委託する場合には、委託先の業務遂行能力を継続的に確認するための体制（委託先の業務遂行能力に問題がある場合における対応策を含む。）を明らかにした書面

④ その他審査の参考となる書類

#### 13-2-2 人的構成に照らした業務遂行能力の審査

申請者が推進法第35条第1項第3号及び企業価値担保権信託府令第7条第2号に掲げる業務遂行能力等に関する基準を満たしているか否かについては、13-2-1(7)の書面等の記載内容に照らして、以下により判断することとする。なお、これらはいくまでも例示であり、その行すべき体制整備等は申請者が行おうとする企業価値担保権に関する信託業務の規模、特性により異なることに留意し、申請者が以下の基準を満たしていない場合には、満たす必要がない合理的理由について聴取することとする。

##### (1) 顧客保護の観点からの信託業務の執行方法の審査

###### ① 信託財産の分別管理の執行方法

信託財産の分別管理に関する社内規則に、分別管理の執行方法が具体的に定められており、信託財産が自己の固有財産及び他の信託財産と明確に区分され、かつ、信託財産に係る受益者を判別できることとしているか。また、その遵守状況について適切に検証することとしているか。なお、信託財産のうち不特定被担保債権留保額の金銭については、不特定被担保債権者を一の受益者とみなして、他の受益者と判別できることで足りる。

###### ② 信託契約の締結の勧誘及び信託契約の内容の明確化の執行方法

顧客への勧誘・説明に関する社内規則に、顧客への勧誘、企業価値担保権信託契約の内容の明確化及び説明並びに企業価値担保権信託契約締結時の書面交付の方法が具体的に定められており、法令等を遵守した適切な信託の引受けを行うこととしているか。特に、推進法第40条第1項において準用する法第24条第2項に規定する委託者の知識、経験及び財産の状況に照らした適切な信託の引受けを行うため、企業価値担保権に関する顧客の知識等を把握し、これに照らした勧誘、説明、引受けを行うための具体的な方法が記載されているか。また、顧客の知識等の把握の状況及び信託の引受けの際の法令等の遵守状況について適切に検証することとしているか。

###### ③ 帳簿書類の作成及び保存並びに閲覧の方法

13-2-1(7)②ニの帳簿書類の作成及び保存並びに閲覧に関する社内規則に、信託法第37条第1項に規定する帳簿等及び同条第2項に規定する貸借対照表、損益計算書等の作成及び保存並びに閲覧の方法が具体的に記載されているか。

（注）実務上、担保権が信託財産である場合においては、基本的に備忘価額（1円）を貸借対照表に計上することにより足りることに留意する。

##### (2) 経営体制等に照らした業務遂行能力の審査

① 経営体制（役員又は従業員の確保状況）

イ. 企業価値担保権に関する信託業務の本部機能を有する部門に、企業価値担保権に関する信託業務を的確に遂行することができる知識を有する者を配置することとなっているか。うち少なくとも1名は、企業価値担保権に関する信託業務（他の担保権信託その他の信託業務及び他の担保権信託業務に類似する業務（13-2-1(6)注参照）を含む。）に3年以上携った経験を有する者であるか。

（注）「企業価値担保権に関する信託業務の本部機能を有する部門」は、他の部門（内部管理に関する業務を行う部門を除く。）から独立した体制であることは要しない。

ロ. 内部監査部門に、企業価値担保権に関する信託業務に関する知識を有する者を配置することとなっているか。

ハ. 法令等遵守の管理部門に、企業価値担保権に関する信託業務を的確に遂行することができる知識及び信託関係法令に関する知識を有する者を配置することとなっているか。

ニ. 企業価値担保権に関する信託業務に係る営業の担当者は、当該信託業務に関する知識を有する者であるか。

ホ. 企業価値担保権に関する信託業務を担当する役員が、その経歴及び能力等に照らして、当該信託業務を公正かつ的確に遂行することができる十分な資質を有しているか。

② 業務運営体制

イ. 営業統括、信託財産の管理（企業価値担保権の実行手続において受けた配当の額に相当する資産の管理を含む）、顧客管理、電算システム管理、苦情・紛争処理、社内教育・研修、企業価値担保権に関する信託業務の委託先管理、法令等遵守の管理、内部監査等を的確に行うことができる体制が整備されているか。

ロ. 行おうとする企業価値担保権に関する信託業務の規模・特性に応じて、各部門に求められる役員又は従業員の能力の基準が明らかになっているか。

ハ. 企業価値担保権に関する信託業務を担当する役員の担当業務並びに企業価値担保権に関する信託業務を担当する組織及びその事務分掌について、社内規則に規定する旨が定められるとともに当該社内規則が整備されているか。

ニ. 法令等を遵守し、信託商品の適切な勧誘、説明及び書面交付を顧客に行えるよう営業の担当者に適切に研修等を実施できる体制が整備されているか。

ホ. 信託約款等を策定・変更する際に、営業の本部機能を有する部門とは独立した部門において法令及び会計上の検討を行うなど相互牽制機能が十分に働く体制が整備されているか。

ヘ. 推進法第40条第1項において準用する法第29条第2項各号に掲げる取引を行おうとする場合には、社内規則において、同条第2項柱書きに規定する自己取引等が許容される要件を満たすことを検証できる形で定められているか。

・当該取引を実施する部門から独立した内部監査部門による定期的かつ実効性のある検証・監査ができる体制が整備されているか。

（注）なお、企業価値担保権信託に係る営業及び受託の担当者が、貸付債権に関する業務を兼務することも差し支えない。

③ 業務管理体制

イ. 法令等遵守の管理、内部監査を行う部門は、営業統括、信託財産の管理を行う部門から独立した体制となっているか。また、内部監査部門は、企業価値担保権に関する信託業務を行う全ての部門に対して十分な牽制機能が働く独立した体制となっているか。

ロ. 委託先の管理体制

企業価値担保権信託会社が企業価値担保権に関する信託業務の一部を第三者に委託する場合には、企業価値担保権信託会社は、委託先が業務遂行能力や委託に係る契約に記載された条件を満たしているかを継続的に確認できる体制を整備しているか。また、委託先の業務遂行能力に問題がある場合における対応策（業務の改善の指導、委託の解消等）を明確に定めているか。なお、企業価値担保権信託会社の委託先の業務遂行能力の確認については、委託先において以下の体制が整備されているか留意する。

a. 委託される業務の内容に即した人材（管理・処分を行う資産に関する知識・経験を有する者等）が確保されているか。

b. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されているか。

ハ. 内部管理体制の整備

- a. 13-2-1(7)②ホの内部管理に関する業務の運営に関する社内規則に、当該業務の具体的な運営方法及び社内における責任体制が明確に記載されているか。
- b. 企業価値担保権に関する信託業務に関する社内規則の内容を信託業務に携わる全役職員に周知徹底することとしているか。

(注) 上記の担当部門はあくまでも例示であり、その行うべき体制整備等は、申請者が行おうとする企業価値担保権に関する信託業務の規模・特性により異なることに留意する。

13-2-3 略

13-3~13-4 略

13-5 略

13-5-1 業務運営状況の評価に関する留意事項

(1) 契約締結時交付書面についての留意事項

① 推進法第40条第1項において準用する法第26条第1項第3号の「信託の目的」については、以下の事項を記載する。

- ・企業価値担保権が委託者の総財産（将来において会社の財産に属するものを含む。）を担保目的財産とすることで、委託者の事業に必要な資金の調達等の円滑化等を図り、委託者の事業の継続及び成長発展を支えることを目的とするものであること。
- ・企業価値担保権信託会社は、受益者のために、推進法及び企業価値担保権信託契約の規定に従い、企業価値担保権の管理及び処分を行うこと。

② 推進法第40条第1項において準用する法第26条第1項第7号の「信託業務を委託する場合（第二十二条第三項各号に掲げる業務を委託する場合を除く。）には、委託する信託業務の内容並びにその業務の委託先の氏名又は名称及び住所又は所在地（委託先が確定していない場合は、委託先の選定に係る基準及び手続）」については、13-4-2のとおり、企業価値担保権信託会社は推進法第40条第1項において準用する法第22条第3項第1号又は第2号に掲げる業務のみを営むこととなると考えられることから、契約締結時交付書面に記載する事項は基本的に想定されない。

(注) なお、企業価値担保権信託会社は、金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律における説明義務は負わない（企業価値担保権信託会社は、同法に規定する金融商品販売業者等に該当しない）。

13-5-2~13-5-4 略

13-6~13-8 略